

国立環境研究所 第5期中長期目標の構成案

通則法	第4期中長期目標の構成	第5期中長期目標の構成案	備考
	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	【目標指針】Ⅲの2(2) ・目標の冒頭に法人全体を総括する章「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」を設定。
第一号 中長期目標の期間	第2 中長期目標の期間	第2 中長期目標の期間	【目標指針】Ⅲの3 ・主務大臣が定める期間を「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章の次に記載。
第二号 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 環境研究に関する業務 (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の実施 ① 課題解決型研究プログラム ア. 低炭素研究プログラム イ. 資源循環研究プログラム ウ. 自然共生研究プログラム エ. 安全確保研究プログラム オ. 統合研究プログラム ② 災害環境研究プログラム ア. 環境回復研究プログラム イ. 環境創生研究プログラム ウ. 災害環境マネジメント研究プログラム	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 環境研究に関する業務 環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる6つの分野と長期的に体系化を目指す2つの分野を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球システム分野 ・ 資源循環管理分野 ・ 環境リスク・健康分野 ・ 地域環境保全分野 ・ 生態系分野 ・ 社会システム分野 ・ 気候変動適応分野 ・ 災害環境分野 → 基盤となる計測業務は横断的に推進 (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の実施 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム (※ 3. 気候変動適応業務より再掲)	【目標指針】Ⅲの4(1) ・適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定。 ※ 「1. 環境研究に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1号に定める業務 「2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第2号に定める業務 「3. 気候変動適応に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第2項に定める業務 【目標指針】Ⅲの5(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標策定における留意事項 ① ミッション、業務、国の諸政策、研究開発の特性・多様性を踏まえる。 ② 適切な場合は達成時期を設定 ③ できる限りアウトカムと関連させる ④ 具体的かつ明確である ⑤ 評価軸と⑥ 評価指標等を設定 ⑦ 重要度・困難度を設定

通則法	第4期中長期目標の構成	第5期中長期目標の構成案	備考
	<p>(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進 以下、9つの研究分野を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境研究分野 ・ 資源循環・廃棄物研究分野 ・ 環境リスク研究分野 ・ 地域環境研究分野 ・ 生物・生態系環境研究分野 ・ 環境健康研究分野 ・ 社会環境システム研究分野 ・ 環境計測研究分野 ・ 災害環境研究分野 <p>① 基盤的調査・研究の推進</p> <p>② 環境研究の基盤整備等</p> <p>(3) 国内外機関とのネットワーク・橋渡しの拠点としてのハブ機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中核的研究機関としての研究連携の強化 ② プラットフォームの形成による国内外機関との連携 <p>(4) 研究成果の積極的な発信と政策貢献・社会貢献の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究成果の発信・提供 ② 研究成果の政策貢献と活用促進等 ③ 社会貢献活動の推進 	<p>(2) 環境の保全に関する科学的知見の創出等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。 ② 政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 ③ 知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。 <p>(3) 衛星観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査に関する事業の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業 <p>(4) 国内外機関との連携及び政策貢献・社会貢献の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中核的研究機関としての連携の組織的推進 ② 国内外機関及び関係主体との連携・協働 ③ 成果の社会実装 	
	<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務</p>	<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供並びに研究成果の普及に関する業務(仮)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境情報の収集、整理及び提供 (2) 研究成果の普及(仮) 	

通則法	第4期中長期目標の構成
	3. 気候変動適応に関する業務
第三号 業務運営の効率化に関する事項	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組 2. 業務の電子化の推進
第四号 財務内容の改善に関する事項	第5 財務内容の改善に関する事項
第五号 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他の業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の推進 2. 人事の最適化 3. 情報セキュリティ対策等の推進 4. 施設・設備の整備及び管理運用 5. 安全衛生管理の充実

第5期中長期目標の構成案	備考
3. 気候変動適応に関する業務 (1)気候変動適応法第11条に基づく業務及び同法に基づく国の責務の支援 (2)気候変動適応に関する研究	
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組 2. 業務の電子化の推進 情報技術等を活用した業務の効率化	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 ※ 事業経費について法人全体で定めることが適当でない場合には施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討。 【目標指針】Ⅲの6(1)(Ⅱの5準用) ・「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定める。 ①業務改善の取組に関する目標 (組織体制の見直し、事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化等) ②業務の電子化に関する目標 (手続きのオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等)
第5 財務内容の改善に関する事項	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 【目標指針】Ⅲの6(1)(Ⅱの6準用) ・運営費交付金債務残高の解消、保有資産の処分、重要財産の譲渡等について記載。
第6 その他の業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の推進 2. 人事の最適化 3. 情報セキュリティ対策等の推進 4. 施設・設備の整備及び管理運用 5. 安全衛生管理の充実	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 【目標指針】Ⅲの6(2)(Ⅱの7準用) (1) 内部統制 (統制環境の整備、リスク評価及びリスクへの対応、統制活動の整備、情報伝達の徹底、内部統制が遊んでいることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング、ICTへの対応) (2) 人材の確保・育成方針の策定 (3) 法人の長のトップマネジメントについての取組 (4) その他(法人の業務運営や信頼性の確保に

通則法	第4期中長期目標の構成
	6. 業務における環境配慮等
	別添1:政策体系図 別添2:国立研究開発法人国立環境研究所における評価軸及び評価指標等

第5期中長期目標の構成案	備考
6. 業務における環境配慮等	大きな影響を及ぼすと考えられる事項) (リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等)
別添1:政策体系図 別添2:国立研究開発法人国立環境研究所における評価軸及び評価指標等	【目標指針】Ⅲの6(2) ・研究不正対応
	【目標指針】Ⅲの2(2) 【目標指針】Ⅲの5(1)⑤⑥

・「通則法」:「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)第35条の4第2項各号

・「目標指針」:「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日策定、平成27年5月25日、平成31年3月12日改定、総務大臣決定)